

「第2章 各主体の権利、役割及び責務」の評価

第5節 市議会

（市議会の責務）

第11条 市議会は、市民を代表する意思決定機関として、市政を監視及び評価し、適切な市政運営を確保しなければなりません。

2 市議会は、自治の発展のため、市民の意思を的確に把握し、政策の積極的な立案及び提言に努めなければなりません。

3 市議会は、市民に積極的に情報公開し、市民参加による開かれた議会運営を行わなければなりません。

討 議 員 か ら の ご 意 見	参 考	第3回市民討議会での討議内容
<p>型にはめた報告会ではなく、市議同士（間）の議論や市議と市民間の議論を活発化させ、議論する場を育てていく取組みが必要では。</p> <p>貴重な一般質問の機会も、時間を有効に使い、同じ答えになるような質問は、事前に調整する等工夫がほしい。傍聴者はあまりに少なく、「市民の代表」という意識がどちらの側（市議と市と市民）にも足りていないのではないかと思う。儀式のようにしている一般質問は問題だと思う。</p>		
<p>議会は、慣例やしきたりに囚われずに、市民にわかりやすい方法、進め方を研究してほしい。言葉、形式、権威にこだわらず、どうやれば、市民に理解され、支持されるか、研究し、業績を示してほしい。議会での発言行動はすべて公的行動である。</p>		
<p>議会では、議員定数問題が、大きな課題として、議論がされているようだが、議会の責務、議員の責務を果たすうえで、何人が適切なのか視点を重視しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定数を削減したことにより、議員の資質が向上したという例はほとんど無いと言える。定数を減らし、その財源を浮かしたとしても、行政へのチェック機能や議会（議員）の提案機能が後退する事の方が、大きなダメージを与えることになる。 ・賛否の議席の数が、必ずしも市民の意志の反映とは限らない。時たま民意とは逆の場合もある。特に小諸市の将来に大きく関わる問題については、的確な情報収集と適切な時間と冷静な議論のもとに、禍根のない結論を出してほしい。 	<p>本討議会の目的は、具体的な施策や取組みそのものの評価ではありません。議員定数の問題につきましては、本討議会が行おうとしている「自治基本条例の評価・検討」の対象とはなりませんので、ご理解をお願いいたします。</p>	
<p>改正意見</p> <p>下線部の表記については、問題と捉えます。「～しなければなりません」の表記は、自治基本条例で謳う「自治」の本旨からいってふさわしくなく、改めるべきと考えます。</p> <p>第11条 市議会は、市民を代表する意思決定機関として、市政を監視及び評価し、適切な市政運営を確保し<u>なければなりません</u>。（ます 又は るものとします）</p> <p>2 市議会は、自治の発展のため、市民の意思を的確に把握し、政策の積極的な立案及び提言に努め<u>なければなりません</u>。（ます 又は るものとします）</p> <p>3 市議会は、市民に積極的に情報公開し、市民参加による開かれた議会運営を行わ<u>なければなりません</u>。（ます 又は るものとします）</p>	<p>平成21年11月6日開催の「第8回ワーキンググループ」において、議会及び市の執行機関は、主権者である市民のためにまちづくりを行う義務（責務）があることから、「～しなければなりません」という表現にすることが確認されました。</p>	

改正意見 文言に、「公平」を入れたらいかがでしょうか。		
---------------------------------------	--	--

（市議会議員の責務）

第12条 市議会議員は、市議会の責務を自覚し、政治倫理の確立に努め、その職務を公正かつ誠実に遂行しなければなりません。

討 議 員 か ら の ご 意 見	参 考	第3回市民討議会での討議内容
議員は市民の代弁者でもある、定数削減は条例で示している「市民の意思を的確に把握し・・・」の規定にそぐわないことになる。 ・議員資質(行財政分析、情報収集と政策化)の向上にこそ全精力を注いで、責務を果たす努力をしてほしい。		
改正意見 下線部の表記については、問題と捉えます。「～しなければなりません」の表記は、自治基本条例で謳う「自治」の本旨からいってふさわしくなく、改めるべきと考えます。 第12条 市議会議員は、市議会の責務を自覚し、政治倫理の確立に努め、その職務を公正かつ誠実に遂行しなければなりません。 <u>（ます 又は るものとします）</u>	平成21年11月6日開催の「第8回ワーキンググループ」において、議会及び市の執行機関は、主権者である市民のためにまちづくりを行う義務（責務）があることから、「～しなければなりません」という表現にすることが確認されました。	
改正意見 「政治倫理の向上に努め」がいいのでは。		

（市議会事務局の職員の責務）

第13条 市議会事務局の職員は、職務の遂行に必要な知識と能力の向上に努め、誠実かつ効率的に市議会の活動を補佐しなければなりません。

討 議 員 か ら の ご 意 見	参 考	第3回市民討議会での討議内容
各種研修会への参加などを通じて、職務の遂行に必要な知識の習得と能力の向上に努めてきたとしているが、それだけで大丈夫なのか、数年で配置換えとなり、議会の専門職が育たないというのが実情ではないか。 ・議会の責務や議員の責務を果し、議員資質の向上を図るうえでも、議会職員の専門職（精通者）の配置は重視する必要があるのではないか。	行政には、幅広い知識が必要であり、他の部署で培った経験が大きな糧になります。そのためにも人事異動は必要なものと考えます。一方、専門性を持った職員の配置が必要であるとのこと意見も十分理解できます。専門的研修の実施と適材適所の人員配置に、今後も心掛けていきます。	
改正意見 下線部の表記については、問題と捉えます。「～しなければなりません」の表記は、自治基本条例で謳う「自治」の本旨からいってふさわしくなく、改めるべきと考えます。 第13条 市議会事務局の職員は、職務の遂行に必要な知識と能力の向上に努め、誠実かつ効率的に市議会の活動を補佐しなければなりません。 <u>（ます 又は るものとします）</u>	平成21年11月6日開催の「第8回ワーキンググループ」において、議会及び市の執行機関は、主権者である市民のためにまちづくりを行う義務（責務）があることから、「～しなければなりません」という表現にすることが確認されました。	